

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで
平成3年4月から学生の国民年金加入が強制になったので、国民年金に加入し保険料を納付した。平成3年度だけ納付して申立期間の保険料のみを納付しないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の大部分の保険料を納付しているとともに、納付済期間のうち大部分の保険料を前納していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、平成3年4月から学生の国民年金への加入が強制となったので、国民年金に加入し保険料を納付したと申述しているところ、事実、オンライン記録によると、同年4月に国民年金被保険者資格を取得し、同年4月から4年3月までの保険料を3年9月に一括で納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで
私は、昭和42年4月1日にD社（現在は、E社）に入社して以降、同系会社であるA社に数度の出向はあったものの、平成6年7月4日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が保管している人事記録及びF健康保険組合の健康保険被保険者台帳から判断すると、申立人は、D社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和46年3月1日にA社C支店からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、申立期間当時の資料が保管されておらず不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき

保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 60 年 3 月まで
昭和 58 年 2 月頃、国民年金の加入手続を行い、57 年 2 月以降の 1 年分の保険料を遡って市役所の窓口において納付するとともに、その後の保険料は町内の集金により定期的に納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 60 年 11 月であることが確認できることから、この時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、保険料をまとめて納付したのは、加入時に市役所窓口で納付した 1 回だけと申述しているところ、オンライン記録によると、保険料がまとめて収納されたのは、前述の手帳記号番号払出直後の昭和 60 年 12 月に収納された同年 4 月から 61 年 3 月までの現年度保険料のみであることが確認できることから、申立人は、この加入時に納付した 1 年分の保険料を申立期間の保険料と誤認している可能性も否定できない。

さらに、前述の手帳記号番号の払出日を基準とすると、申立期間は過年度保険料となるが、市役所に照会したところ、申立期間当時、被保険者から過年度保険料を預かることは基本的に行わなかったとの回答であった。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は、当初、昭和 57 年 2 月 16 日（強制加入）とされていたが、61 年 7 月 2 日付けで、60 年 4 月 1 日（任意加入）に修正されているが、これは申立人が被用者年金制度加入者の配偶者であることが判明したため修正されたものと推認される。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年6月から16年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月から16年9月まで

「後納制度のお知らせ」が届き、申立期間の国民年金保険料が未納であると通知されたが、申立期間の保険料は平成16年10月頃から何回かに分けてA市役所又は同市役所B出張所で納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成16年10月頃から何回かに分けて納付したと申し立てているが、保険料の納付回数及び納付時期に係る記憶が明確ではなく、納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金保険料の納付場所について「よく覚えていないが、A市役所か同市役所B出張所で納付したと思う。」と申述しているが、申立期間当時、市町村役場窓口で国民年金保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降においては保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。